



防集事業NEWS

防災集団移転促進事業計画（下境地区・宮原地区）に対し 国土交通大臣の同意をいただきました

下境地区及び宮原地区の防災集団移転促進事業計画については、令和7年10月14日付で国土交通大臣の同意を得ることができました。事業の概要については次のとおりです。

また、防災集団移転促進事業は那須烏山市が主体となって実施していきますが、那珂川の河川管理者である常陸河川国道事務所と連携・協力しながら事業を進めてまいります。

事業計画の概要

【下境地区】 ※県道西側地区

- ・総事業費 約7億円
- ・事業内容 住宅団地造成、移転元地の土地の買収・建物補償
- ・移転戸数 23戸
- ・移転先地 市が造成する住宅団地（旧境小学校）及び個別移転

【宮原地区】

- ・総事業費 約13億円
- ・事業内容 住宅団地用地取得・造成、移転元地の土地の買収・建物補償
- ・移転戸数 34戸
- ・移転先地 市が造成する住宅団地（宮原公民館付近の高台）及び個別移転

事業の実施にあたり、まずは地元（移転対象）説明会を開催予定です。別途開催通知を送付させていただきますので、移転対象のみなさまにおかれましては、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

ひとこと防集 ～ 防集事業ってどんな事業？ ～

防集事業は正式には「防災集団移転促進事業」といいます。「集団移転」というのがポイントで、移転元地からまとまって（＝集団で）移転することが事業の要件となっています。

そのため、下境地区、宮原地区それぞれに、移転対象住居の半数以上が、市が造成する住宅団地へ確実に移転することが、事業を実施するためには不可欠です。

